

第4節

東富士演習場及び北富士演習場における日米共同訓練の実施

(昭和60年11月7日)

…Outline…

防衛庁は、昭和60年11月7日から21日までの15日間、陸上自衛隊東部方面隊及び米陸軍による共同訓練を東富士演習場及び北富士演習場において行うことを決定し、横浜防衛施設局はこの訓練が円滑に行えるよう、東富士演習場及び北富士演習場の地元関係者に対し協力を要請した。

同年9月12日、山梨県庁において、防衛施設庁長官（防衛施設庁次長代理出席）、同知事及び地元関係者は、北富士演習場における日米共同訓練に関する「確認書」に調印し、同年10月18日、防衛施設庁次長、静岡県生活環境部次長、2市1町（御殿場市、裾野市及び小山町）の長、東富士演習場地域農民再建連盟委員長らが出席し、勝間田衆議院議員の立会の下に東富士演習場問題に関する重要会談を開催するなど最終的な調整を行い、日米共同訓練の実施について地元関係者の理解を得た。

● 共同訓練の概要

陸上自衛隊東部方面隊と米陸軍は、東富士演習場及び北富士演習場において昭和60年11月7日から21日までの15日間に実動訓練及び師団指揮所演習を実施することとした。

これらの訓練のうち、実動訓練の内容は、日米の部隊がそれぞれの指揮系統の下、共同して作戦を実施する場合における相互連携要領を実行動により演練するものであった。

この訓練は、東富士演習場、北富士演習場等で行われ、陸上自衛隊側が、第1普通科連隊長の指揮する1個戦闘団、人員約1,500名、米陸軍側が、第25歩兵師団第1旅団長の指揮する1個旅団、人員約1,500名が、それぞれ参加した。

訓練に使用する主要装備は、105ミリ榴弾砲、155ミリ榴弾砲、戦車、対戦車誘導弾、車両等であった。加えて、陸上部隊の支援として、日米ともに航空機が参加した。

訓練は予備訓練に始まり、機能別訓練を経て、総合訓練を実施した後、参加者らによる研究会をもって終了した。

また、師団指揮所演習の内容は、同年11月7日から12日までの6日間、滝ヶ原駐屯地等において、日米の両部隊が、それぞれの指揮系統の下、共同して作戦する場合における師

団司令部の指揮幕僚活動を図上で演練するものであり、陸上自衛隊側は、第1師団副師団長以下同師団司令部の人員約70名、米陸軍側は、第25歩兵師団副師団長以下師団司令部の人員約30名が、それぞれ参加した。

● 北富士演習場地元関係者との調整

横浜防衛施設局は、この日米共同訓練の実施のため、昭和60年8月19日、北富士演習場の地元関係者に対して訓練の内容を説明し、協力を要請した。

これに対し、望月山梨県知事等は、同月21日、防衛施設庁長官に対し、同月23日及び26日加藤防衛庁長官に対し、それぞれ訓練の延期、再考及び地元事情等の配慮に関する要請を行った。加藤防衛庁長官は、これに対して訓練の実施について重ねて理解を求めた。

これを受け、望月山梨県知事は、国が訓練の規模、態様に十分配慮することなどの5項目について国と確認書を取り交わすことで訓練の実施を了承するに至り、同年9月12日、山梨県庁において、防衛施設庁長官（防衛施設庁次長代理出席）、同知事及び地元関係者は、北富士演習場における日米共同訓練に関する「確認書」に調印した。

● 東富士演習場地元関係者との調整

横浜防衛施設局は、この日米共同訓練のため、東富士演習場の地元関係者に対して、昭和60年9月25日、御殿場市で開催された東富士演習場行政・権利協定当事者合同会議で訓練の内容を説明、その後、東富士演習場行政・権利協定当事者合同会議及び日米共同訓練問題特別委員会（併催）などにおいて、具体的な協議を行い、解決を図れなかった事項については、東富士演習場問題に関する防衛施設庁次長重要会談の場で協議を行うこととなった。

その後、同年10月18日、防衛施設庁において、防衛施設庁次長、静岡県生活環境部次長、2市1町（御殿場市、裾野市及び小山町）の長、東富士演習場地域農民再建連盟委員長らが出席し、勝間田衆議院議員の立会の下に東富士演習場問題に関する防衛施設庁次長重要会談を開催し、解決を図れなかった四つの項目について協議を行った。

この会談の場において地元側は東富士演習場の米軍営舎地区の返還目標時期の設定・明示を求め、国側は昭和60年3月30日「東富士演習場問題に関する大臣



日米共同訓練を伝える新聞（昭和60年11月7日 静岡新聞）

重要会談における回答」(返還達成の時期を明らかにすることはできないが、従来の協定等の経緯を尊重し、返還については最大限の努力をする。)に則り措置すると回答した。

続いて、地元側は日米共同訓練を第5次使用協定期間中に恒常化しないことについて、東富士演習場における次回の日米共同訓練計画は何年後となるか、第5次使用協定期間中は実施しないと確約することを求め、国側は同年3月30日「東富士演習場に関する防衛施設庁次長重要会談における回答」(米軍東富士演習場全面返還の方針を堅持することにより、東富士演習場において日米共同訓練を恒常化せず、日米共同演習場化しない等)に則り措置すること及び少なくとも昭和61年度には、東富士演習場において日米共同訓練を実施しない等と回答した。

さらに地元側は、日米共同訓練の各訓練相互の関係について、日米共同訓練における通信、指揮所、実動の各訓練は、従前の経過により、それぞれの訓練自体の目的があり、直接的な関連はなく、各訓練は同一の演習場で行う理由はないことについて国側に見解を求め、これに対し国側は、日米共同訓練における通信訓練、指揮所演習、実動訓練は、それぞれに固有の目的を持った訓練であって、相互に直接の関連を有するものではないが、演習場管理及び後方支援に万全を期すために、東富士演習場及び滝ヶ原駐屯地において両訓練を実施することとなると回答した。

最後に地元側は、今回の日米共同訓練に参加する米陸軍の要員は、国外から我が国に入国するが、これと在日米軍との関係はいかがと国に見解を求め、これに対し国側は、今回の日米共同訓練に参加する米陸軍の要員は、我が国領域に入ることにより、在日米軍として、当然、日米安保条約及び日米地位協定の適用を受けることとなると回答した。

以上により、四つの事項について地元側の了解を得るに至った。

これを受け、昭和60年10月18日、東富士演習場行政・権利協定当事者合同会議及び日米共同訓練問題特別委員会(併催)が開催され、この日米共同訓練の実施に係るこれまでの協議結果を国・地元関係者において確認し、地元関係者はこれを了解、この日米共同訓練の実施について合意に達した。